

平成20年第2回邑楽町議会定例会議事日程第3号

平成20年6月19日（木曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 諮問第 1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について
- 第 2 請願・陳情
- 第 3 閉会中の継続調査について

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

---

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時01分 開議]

---

○横山英雄議長 教育長より発言の申し出がありましたので、許可します。

川田教育長。

[川田定昭教育長登壇]

○川田定昭教育長 貴重な時間ですけれども、発言させていただきます。

先日の議会の一般質問の中で、教育長として不適切な発言がありましたので、深くおわび申し上げます。今後十分注意をして取り組みたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

---

◎日程第1 諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について

○横山英雄議長 日程第1、諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

加藤建設・経済常任委員長。

[加藤和久建設・経済常任委員長登壇]

○加藤和久建設・経済常任委員長 ただいま議題になりました諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定については、6月13日本委員会に審査を付託されたことにより、6月16日委員会を開催し、審査を行ったものであります。

本件は、邑楽町農畜産物処理加工施設の調理室使用不許可決定処分について、異議申立人から地方自治法に基づき異議申し立てが行われたため、地方自治法第244条の4第4項の規定により議会に諮問され、これを決定するものであります。

それでは、審査結果等を報告申し上げます。別紙答申書の1枚目中ほどに記載のとおり、決定書(案)異議申立(1)に対する決定のとおり決定されることが適当であるとの結果になりました。

具体的には、町決定書(案)の決定を認めるというものであります。

理由は、答申書記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。別紙答申書の2枚目に、委員会の主な発言を記載しましたので、ごらんください。

1として、許可申請等の書式に不備があったのではないかとの意見。

2として、不許可理由が、町として施設は一体的に使用許可しているが、事前にその旨を説明な

されていないとの意見。

3として、条例や規則などに明確な審査基準が定められていないとの意見。

4として、農畜産物処理加工施設運営協議会の運営方法等に公平・公正さに対する配慮が不足しているとの意見。

5として、異議申立人に対し、問題があったと認められる箇所について、誠意をもって説明、謝罪を行うべきであるなどの意見がありました。

このような意見を踏まえ、答申書（案）について協議を行い、本日答申となりましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○横山英雄議長 これより委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○17番 大野 栄議員 議長、自席でいいですか。

○横山英雄議長 はい、結構です。

○17番 大野 栄議員 諮問第1号 邑楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について、反対討論をいたします。

町のほうの諮問がありましたが、ここの常任委員会の中でもいろいろと問題提起もされ、指摘されています。例えば、使用許可願。町の使用許可願は、調理室、加工室、販売と3つに分かれています。申請者はその1つの調理室を申し込んだと。しかし、町のほうは協議会の中で、一体としてワン、ツー、スリー、3つ共同で使用しなければ許可しないというような、非常に今申し込みの時点に、我々の知らないところでそういう判断をしたということに、今の申し込み申請の基準からしても不適切であると思います。そういった点では、すぐにこの決定を、諮問をしたということに採択されたわけですが、直ちにこの申し込みを改善をしなければならないと私は思います。

また、それを決める邑楽町の農畜産物処理加工施設の使用協議会のメンバーです。ここの利用団体から4名も、利用団体者から審議会のメンバーに、委員に登録されています。これは、その処理施設を使うときのいろいろ協議をするのに、全く談合と言われても過言ではないようなメンバー構成です。ですから、この処理施設の使用については、各諸団体から公平な立場でやるべきであると。答申のほうも、その辺は若干触れておりますが、それをすぐに協議会のメンバーをきょうからでも解散、改善させなくてはならないと私は思います。これからの運営についても、公正な立場に

ある人たちの中で協議をするべきだと思います。

また、申請者の申し込みが3月5日です。その中で、3月14日に協議会の開催通知を出しております。また、21日にその運営協議会が開催されておりますが、既に14日の日に1者しかない申請に対して2者あるというふうに言っていると。あと1者は、今使用している農畜産団体の方ですが、3月17日に申請書を出しておる。その日にちの矛盾がすごくあると思う。ですから、そういった点では、3月5日に本人、申請者は出して、ある議員は3月6日に、もうそれを既に承知していると。非常に大事なものが一部の議員に漏れている、これも大変な問題だと私は思います。そういった点では、運営協議会の日にち設定ということが、なれ合い、談合であるというふうに指摘されても過言ではないような日付になっていると思います。

また、あと管理制度に町は委託をするという方向で決まっておりますけれども、この管理制度に向かうときのこの空白の期間をどうするかということ申し込みされたのだと思います、申請者は。でも、この管理制度にするについて、3月に提案ありましたが、いろいろ議論していく中で、5年や1年、2年。それで、申し込み団体が何で農業者団体で固定するのだと。町の農畜産物を処理加工するのであれば、どこの団体だって、商人だって障害者だっていいではないかと、いろんな意見が出ました。その意見を、団体の人が含まれた中の圧倒的半分は、そういう畜産物の団体のメンバーがそこで協議するわけですから、自分たちに有利な発言しか出ないし、結論が出ません。21日も、当然その後の使用の許可願のほかに、この管理者制度についていろいろ常任委員会で問題にされたのは、5年でも長いとは思わないと、もっと長くするべきだと。そういう意見が、事業経営とする立場からどうだこうだ。事業経営する立場が、公平な運営協議会の中で審議なんかできないと思いますよ。ですから、直ちにこのメンバーを白紙に戻して、公平・公正なメンバーになるようにしなくてはならない。こういった中で協議されて決定されたものを、私としてはうのみできないし、気がついたときから直す。

今回の一般質問、私は三十数年間議員やっていますけれども、今まで1質問に対して3回の質問ができるというふうに解釈しておりましたけれども、一問一答というのは時間内で何回でもできるということが初めてわかりました。今回の一般質問は、一問一答の形でやりました。気がついたときからやるのですよ。財政基金条例もそうです。今まではそうではなかったと言っても、気がついたときから、やっぱり引き出すには、いろいろやっぱりきちんと法を、条例を厳守しながらやらなくてはならないと。この運営協議会もそうです。メンバーがこういうことで、きちんと公正・公平にしなさいと言われたときには、気がついた今からやるのです。今まではこうだったからは通用しません。

私はそういった立場で、議会の全員協議会の中でも発言してまいりましたけれども、常任委員会もこれを認めつつ、仕方なく同意をしたというふうな答申が出ているようですけれども、そういった点では仲よく申請者が調理室を使いたい、調理室を使わせて、加工、みそ販売、仲よくこの間を

できればいいのではないかと私は思います。

以上をもちまして、討論とさせていただきます。

○横山英雄議長 小倉議員。

〔11番 小倉 修議員登壇〕

○11番 小倉 修議員 諮問第1号 呂楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について、賛成の討論をいたします。

今回の農畜産物処理加工施設につきましては、公的施設の使用について、いろいろと疑問を投げかけた問題であったと思う。条例の合間の4月から、指定管理に移行するまでの間であるが、今後は指定管理に移行することで議決しているものの、手放し、野放しで指定管理に移行するのはいかがなものか。私は、細部にわたって調査研究をし、実施しなければ不安が残るのだと思います。

公的施設は多面的な施設利用が求められ、ただ利益を追求することではなく、占有的な施設利用にしてはならないと思います。こうした今後の課題等を考えながら、要望として、私は要望を入れた中で賛成討論といたします。

○横山英雄議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号 呂楽町農畜産物処理加工施設の使用に関する処分についての異議申立に対する決定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○横山英雄議長 起立多数。

よって、諮問第1号は委員長の報告のとおり答申することに決定しました。

---

## ◎日程第2 請願・陳情

○横山英雄議長 日程第2、請願・陳情を議題とします。

委員長から報告を願います。

小島厚生・環境常任委員長。

〔小島幸典厚生・環境常任委員長登壇〕

○小島幸典厚生・環境常任委員長 厚生・環境常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第1号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

以上、報告します。

- 横山英雄議長 請願第1号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第1号は閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は閉会中の継続審査と決定しました。

---

◎日程第3 閉会中の継続調査について

- 横山英雄議長 日程第3、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付しました閉会中の継続調査事項申出一覧のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

◎町長のあいさつ

- 横山英雄議長 以上をもちまして今期定例会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- 金子正一町長 6月定例議会の閉会に当たり、一言御礼の言葉を申し上げます。

本議会におきましては、平成20年度一般会計当初予算及び特別会計予算を初め、提案をいたしました議案について原案どおり可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、一般質問においては議員各位から、これからの町づくりについて多くのご意見をいただきました。貴重なご意見を大切に、町づくりに取り組んでまいりたいと思います。特に可決をいただきました予算につきましては、費用対効果が少しでも上がるよう、職員ともども努力し、貴重な財源を有効に活用いたしたいと思っております。

これから暑さに向かう折でもあります。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、議員活動に精進され、町づくりのためにご協力をいただきますようお願い申し上げます。



以上、閉会に当たりまして一言の御礼のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○横山英雄議長 以上で平成20年第2回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

[午前10時22分 閉会]